体が証票の交付を受けようとする場合は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会にその証票の交付を申請しなければならないものとした。（第一一〇条の五第四項及び第五項関係）

4　選挙の一部無効による再選挙の場合の選挙運動の特例に関する事項

参議院合同選挙区選挙の一部無効による再選挙が一の都道府県の区域で行われる場合における選挙運動量の特例を設けるものとした。（第一二七条の二第一項及び第一三二条の四関係）

5　その他の事項

㈠　参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第一三八条の四第一項に規定する委員会とみなして適用する地方公務員法の規定に、同法第三八条の二第一項の規定を加えることとした。（第一条の二第一項関係）

㈡　総務大臣又は中央選挙管理会は、選挙に関する常時啓発事業を参議院合同選挙区選挙管理委員会に委託して行わせることができ、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、選挙に関する常時啓発事業の委託を受けた場合には、遅滞なくその旨を、各合同選挙区都道府県の知事に報告しなければならないものとした。（第一三三条関係）

㈢　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）第一一〇条の五第四項の規定による同項の証票の交付並びに同条第五項の規定による証票の交付の申請及び当該申請を後援団体が行う場合における当該後援団体に係る公職の候補者等の同意は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第四項及び第五項の規定の例により行うことができるものとした。（附則第三条関係）

6　施行期日等に関する事項

㈠　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二七年法律第六〇号）の施行の日から施行するものとした。ただし、5㈠の規定は公布の日から、5㈡の規定は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三四号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行するものとした。

㈡　新令の規定（第一条の二第一項及び第一三三条の規定を除く。）は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとした。

◇矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三六八号）（法務省）

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二七年法律第六二号）の施行期日は、平成二七年一二月一日とすることとした。

◇都市計画法施行令の一部を改正する政令（政令第三六九号）（国土交通省）

1　区域区分に関する都市計画の決定等に際し農林水産大臣への協議に係る土地の区域は、農業振興地域の区域内にある農地若しくは採草放牧地の区域又は農業振興地域の区域外にある四ヘクタールを超える農地の区域、保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めることとした。（第一六条の二関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（内閣府本府）

1　平成二七年九月七日から同月一一日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対し中小企業信用保険法による災害関係保証の特例を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三七一）（国土交通省）

航空法の一部を改正する法律（平成二七年法律第六七号）の施行期日は、平成二七年一二月一〇日とすることとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項、第三十条の七第一項、第三十条の十六、第三十七条第七項、第百三十一条第一項ただし書、第百三十九条ただし書、第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項及び第十六項第一号、第百六十四条の二第六項、第百九十五条、第百九十七条の二第一項及び第五項、第二百七十一条の二並びに第二百七十二条並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条及び次条第四項において」を削る。

第一条の二第一項中「第六条第一項」の下に「及び第三十八条の二第一項」を加える。

第十四条第二項中「又は中央選挙管理会」を「、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第一項中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数（参議院合同選挙区選挙（法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を、遅滞なく、集計するとともに、その結果を参議院合同選挙区選挙管理委員会に報告しなければならない。

第二十三条の十一第二項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第五項中「又は中央選挙管理会」を「、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二十三条の十六第一項中「第二十条中「法」を「第二十条中「」に、「とあるのは「法」を「とあるのは「」に、「第二十一条第一項中「法」を「第二十一条第一項中「」に、「行なわれた日現在」を「行われた」に、「あつた日現在」と、同条第二項中「法」を「あつた」と、「同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた」とあるのは「参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた」と、同条第二項中「」に、「第二十二条の二中「法」を「第二十二条の二中「」に改める。

第二十六条の四中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村」に改める。

第四十八条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「投票管理者、開票管理者及び選挙長」を「投票管理者及び開票管理者」に改め、「者」の下に「並びに選挙長」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改める。

第四十九条中「する」を「行う」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。